

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会審査日程

日時 令和3年3月15日(月)
 産業建設常任委員会終了後
 令和3年3月16日(火)
 午前9時～
 場所 第1委員会室

1 議案第9号 令和3年度山陽小野田市一般会計予算について

審査番号	項目	ページ	審査事業	担当部・課
①	6款 農林水産業費	192-209		農業委員会事務局 農林水産課
	11款 災害復旧費	288-289		
②	5款 労働費	188-191		商工労働課
	7款 商工費1項1、2、5目 (ガラスのブランド化推進事業)	208-219	18 19	
③	8款 土木費1項1目～ 4項1目 (山陽小野田市土地開発公社の行う事業に伴う金融機関に対する債務の補償)	218-229	14 15	土木課
④	2款 総務費3項2目	110-111	16 17	都市計画課
	8款 土木費5項1目～3目	230-237		
⑤	4款 衛生費1項3目 ※4-1-3は山口県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金、浄化槽設置整備事業補助金のみ	174-175		下水道課、 建築住宅課
	8款 土木費6項1目	238-241		

⑥ 歳入	12 款	26-27	建設部
	13 款 1 項	28-29	
	14 款 1 項 7 目	30-33	
	2 項 1、6 目		
	15 款 2 項 3、5 目	36-37	
	16 款 2 項 6 目	42-45	
	3 項 5 目		
	19 款 1 項 6 目	46-47	
⑦ 歳入	21 款 4 項 3 目	54-55	経済部
	22 款 1 項 6 目 5～8 節	56-57	
	14 款 1 項 4～6 目	28-33	
	2 項 1、4～5 目		
	15 款 2 項 4 目	36-37	
	16 款 1 項 3 目	38-45	
	2 項 4～5 目		
	3 項 4 目		
	17 款 1 項 1、2 目	44-45	
	19 款 1 項 3～5、11 目	46-49	
21 款 3 項 2～3 目	54-55		
4 項 3 目 5～7 節			
22 款 1 項 4～5 目	56-57		

審査番号①のうち 6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費及び
 審査番号⑦のうち農業委員会事務局担当分は 1 6 日（火）午前 9 時からに固定
 とします。

- ※ 1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行う。
- ※ 2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともある。
- ※ 3 審査の方法は、審査番号ごとに次の順序で行う。
 - (1) 審査対象事業の説明及び質疑（複数ある場合は、1 事業ごとに行う）
 - (2) 上記以外の部分の質疑
- ※ 4 項目の中の括弧書きは第 2 表債務負担行為に掲げる事

山陽小野田市全図

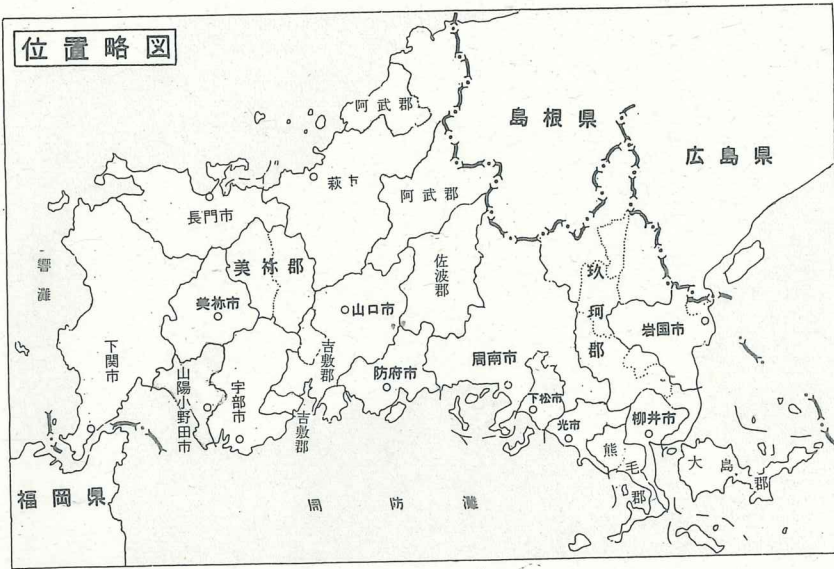
議案第9号参考資料

①

国土地理院 4色刷

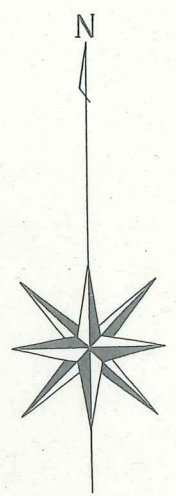
平成17年2月調製

位置略図



凡例

- 山陽小野田市事業
- 山口県事業



記号

- トンネル
- ニニニニ(幅員13.0m以上の道路)
- =====(幅員5.5m-13.0mの道路)
- =====(幅員3.0m-5.5mの道路)
- (幅員1.5m-3.0mの道路)
- (幅員1.5m未満の道路)
- ==== (14) 国道および路線番号
- 庭園路等
- 建設中の道路
- ==== 有料道路および料金所
- ==== (JR線) 普通鉄道
- ==== (JR線) 普通鉄道
- ==== 側線
- ==== 地下駅
- ==== トンネル
- 地下鉄および地下式鉄道
- 特殊軌道
- ==== 路面の鉄道
- ==== 索道
- ==== (JR線) 建設中または運行停止中の普通鉄道
- ==== 橋および高架部
- ==== 切取部
- ==== 盛土部
- ==== 送電線
- ==== 石段
- 都・府・県界
- 北海道の支庁界
- 郡・市界、東京都の区界
- 町・村界、指定都市の区界
- 特定地区界
- 植生
- △ 52.0 三角点・124.7 標石のある標高点
- △ 電子基準点・125 標石のない標高点
- 21.7 水準点
- ◎ (市役所)
- ◎ (東京都の区役所)
- (町・村役場)
- (指定都市の区役所)
- (官公署(特定の記号のないもの))
- △ 裁判所
- ◎ 病院
- ◎ 神社
- ◎ 寺院
- ◎ 塔
- ◎ 高
- ◎ 記念碑

議案第9号参考資料

②

山陽小野田市事業

【橋梁修繕事業】

- ① JR焼野跨線橋(市道浜河内南線)橋梁補修事業
- ② 第一高千帆橋(市道上石井手線)橋梁補修事業
- ③ 末広橋(市道六十番堤塘線)橋梁補修事業
- ④ 旦橋(市道日の出町旦線)橋梁補修事業
- ⑤ 大木橋(市道傍示大木線)橋梁補修事業
- ⑥ 平原橋(市道平原線)橋梁補修事業
- ⑦ 金堀線(市道木挽地線)橋梁補修事業

【通学路安全対策事業】

- ⑧ 市道上木屋梅の木線通学路安全対策事業
- ⑨ 市道片山梅田線通学路安全対策事業
- ⑩ 市道南中川千代町線通学路安全対策事業
- ⑪ 市道千町松ヶ瀬線通学路安全対策事業
- ⑫ 市道成松山川線通学路安全対策事業
- ⑬ 市道飛松不動寺原線通学路安全対策事業
- ⑭ 市道東下津野中線通学路安全対策事業

【道路新設改良事業】

- ⑮ 市道新生町1号線道路改良事業
- ⑯ 市道浜崎1号線他道路改良事業(工事委託)

【雨水排水施設管理事業】

- ⑰ 六の割ポンプ場発電機更新事業

【小規模河川保全事業】

- ⑱ 準用河川狭間川河川浚渫事業
- ⑲ 普通河川猪渡川河川浚渫事業
- ⑳ 普通河川石炭川河川浚渫事業

山口県事業

【宇部土木建築事務所所管】

- ① 焼野海岸自然災害防止事業
- ② 郡津布田海岸自然災害防止事業
- ③ 波瀬の崎(3)地区急傾斜地崩壊対策事業
- ④ 梶下(1)地区急傾斜地崩壊対策施設改築事業
- ⑤ 藤ヶ谷(1)地区急傾斜地崩壊対策施設改築事業
- ⑥ 県道西万倉山陽線道路改良事業
- ⑦ 県道埴生停車場線道路改良事業
- ⑧ 県道奥万倉山陽線道路改良事業
- ⑨ 県道奥万倉山陽線道路改良事業
- ⑩ 県道宇部船木線道路改良事業
- ⑪ 前場川周防灘高潮対策事業(市道浜崎1号線他)

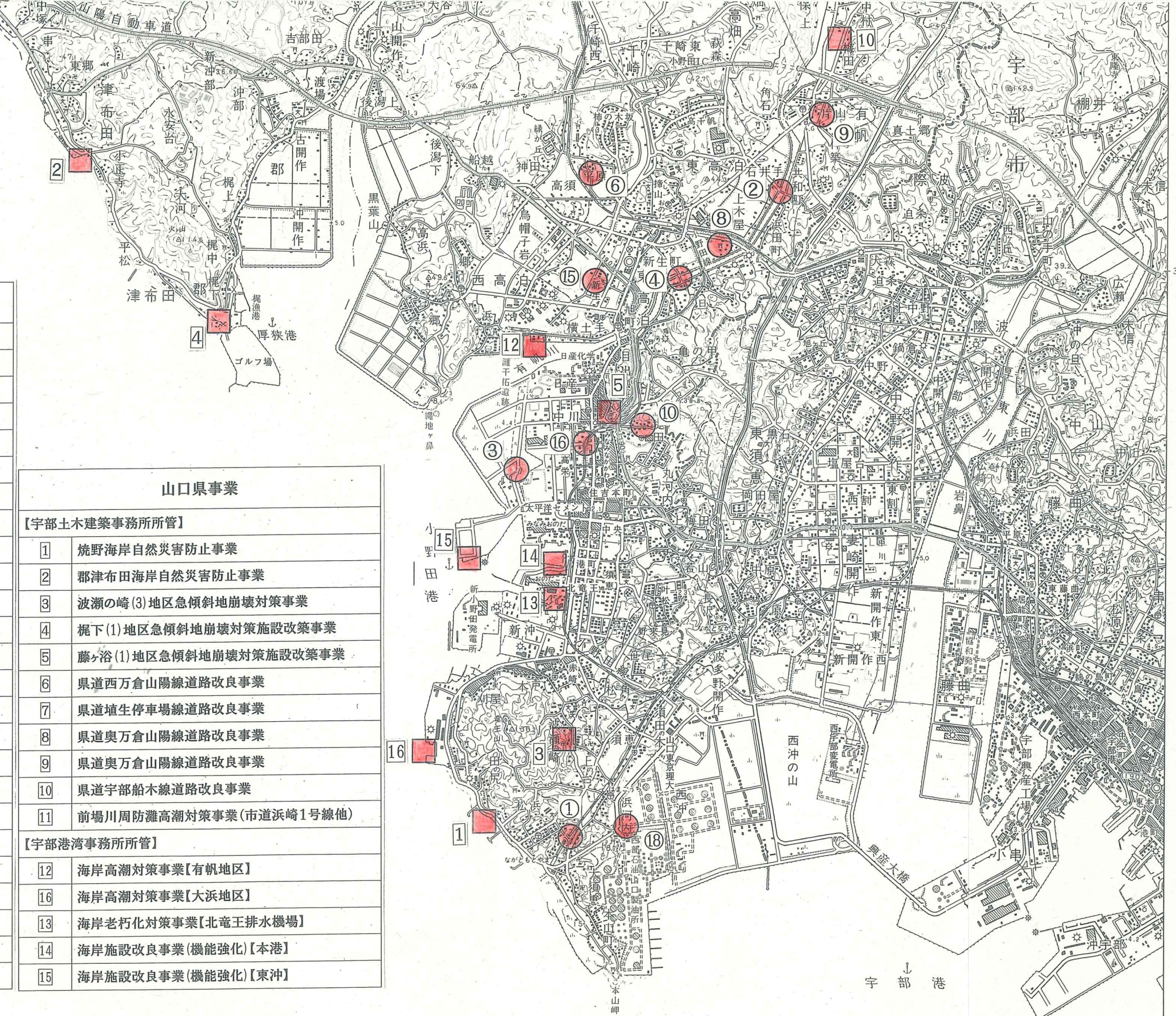
【宇部港湾事務所所管】

- ⑫ 海岸高潮対策事業【有帆地区】
- ⑬ 海岸高潮対策事業【大浜地区】
- ⑭ 海岸老朽化対策事業【北竜王排水機場】
- ⑮ 海岸施設改良事業(機能強化)【本港】
- ⑯ 海岸施設改良事業(機能強化)【東沖】

凡例

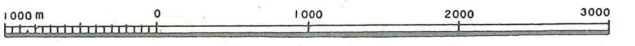
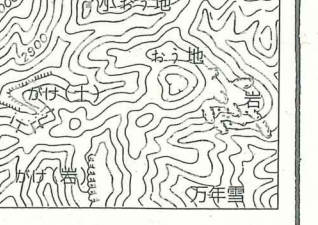
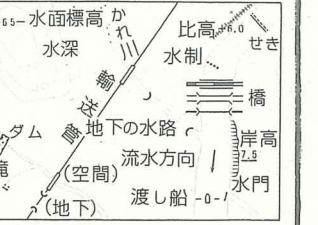
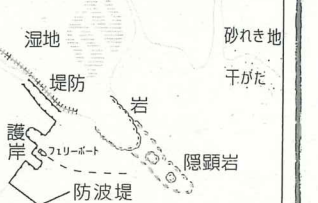
- 山陽小野田市事業
- 山口県事業

周防灘



- 記号のないもの
- △ 裁判所
 - ◇ 税務署
 - ※ 森林管理署
 - 〒 測候所
 - ◎ 警察署
 - × 交番・駐在所
 - ▽ 消防署
 - ◎ 保健所
 - ◎ 郵便局
 - 戸 自衛隊
 - ☆ 工場
 - ☆ 発電所・変電所
 - × 小・中学校
 - ◎ 高等学校
 - (大) 大学
 - (短) 短大
 - (専) 専修
 - ▲ 記念碑
 - 煙突
 - ▽ 電波塔
 - 井 井ガス井
 - ※ 灯台
 - 坑口・洞窟
 - 城跡
 - 史跡・名勝・天然記念物
 - 噴火口・噴気口
 - △ 温泉・鉱泉
 - × 採鉱地
 - 採石地
 - ↑ 重要港
 - ↓ 地方港
 - ↓ 漁港

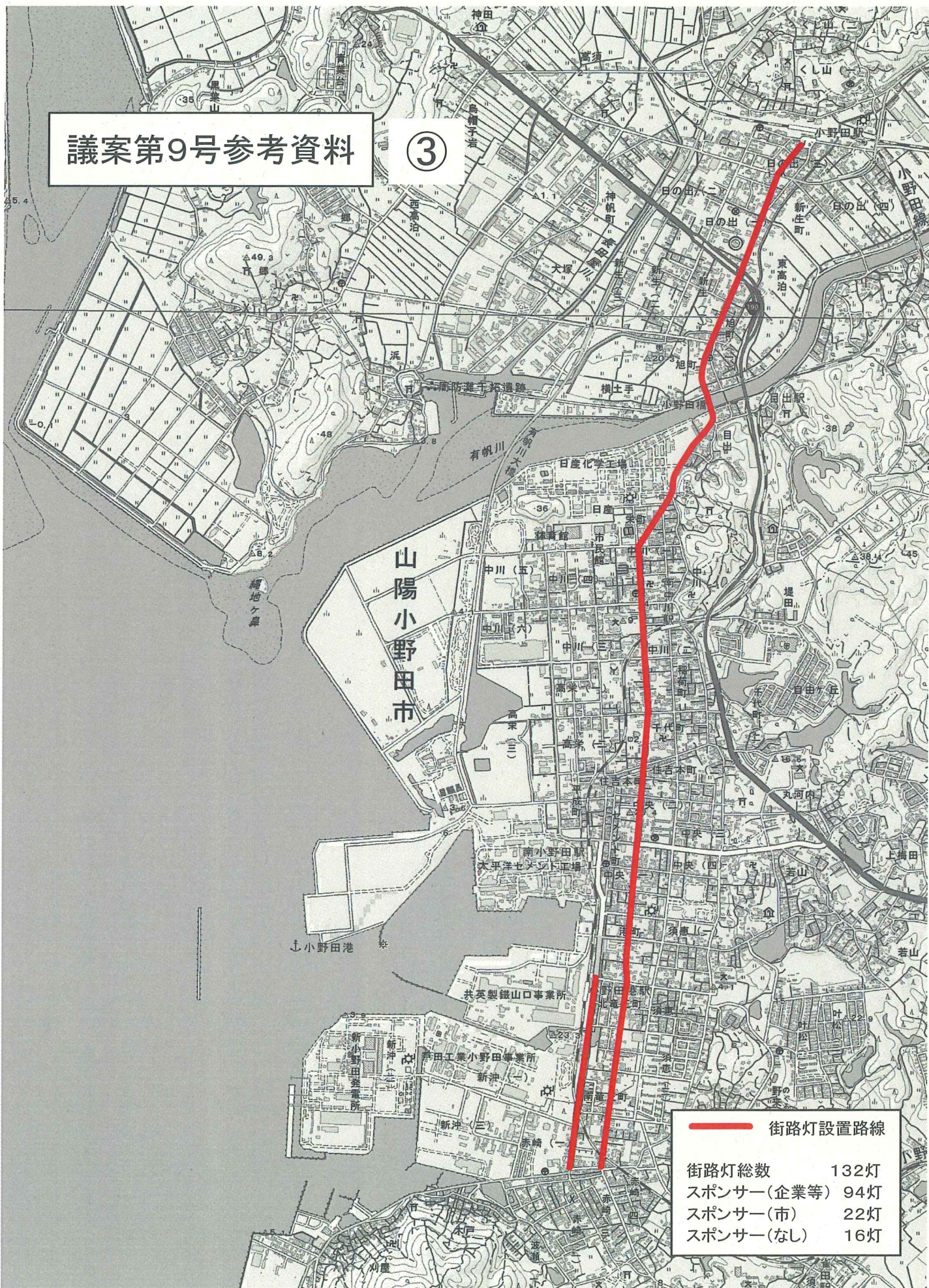
田	広葉樹林
畑	針葉樹林
果樹園	はいまつ地
桑畑	竹林
茶畑	しの地
その他の樹木畑	やし科林
	荒地



山陽小野田市街路灯委員会修繕補助事業(LED化)

議案第9号参考資料

③



— 街路灯設置路線

街路灯総数	132灯
スポンサー(企業等)	94灯
スポンサー(市)	22灯
スポンサー(なし)	16灯

令和3年度県事業負担金一覧表

宇部土木建築事務所所管

位置図番号	位置図名称	県事業名	路河川名	箇所名	負担率	負担金	予算要求額	内容
1	焼野海岸自然災害防止事業	単独自然災害防止(海岸)	焼野海岸	焼野	30	1,800,000	3,900,000	養浜工
2	郡津布田海岸自然災害防止事業	単独自然災害防止(海岸)	郡津布田海岸	津布田	30	2,100,000		土砂撤去等
3	波瀬の崎(3)地区急傾斜地崩壊対策事業	防安・急傾斜	波瀬の崎(3)	波瀬の崎	10	4,000,000	14,500,000	法面工
4	梶下(1)地区急傾斜地崩壊対策施設緊急改築事業	総流防・急傾(重点)	梶下(1)	梶下	10	3,500,000		測量・設計
5	藤ヶ浴(1)地区急傾斜地崩壊対策施設緊急改築事業	総流防・急傾(重点)	藤ヶ浴(1)	藤ヶ浴	10	7,000,000		法面工
6	県道西万倉山陽線道路改良事業	単独道路改良(県道)	(一)西万倉山陽線	稲倉	10	500,000	15,000,000	待避所設置工
7	県道埴生停車場線道路改良事業	単独道路改良(県道)	(一)埴生停車場線	埴生	10	2,000,000		道路改良
8	県道奥万倉山陽線道路改良事業	単独道路改良(県道)	(一)奥万倉山陽線	埴生	10	7,000,000		道路改良
9	県道奥万倉山陽線道路改良事業	単独道路改良(県道)	(一)奥万倉山陽線	福田	10	5,000,000		道路改良
10	県道宇部船木線道路改良工事	単独道路改良(県道)	(主)宇部船木線	有帆	5	500,000		測量

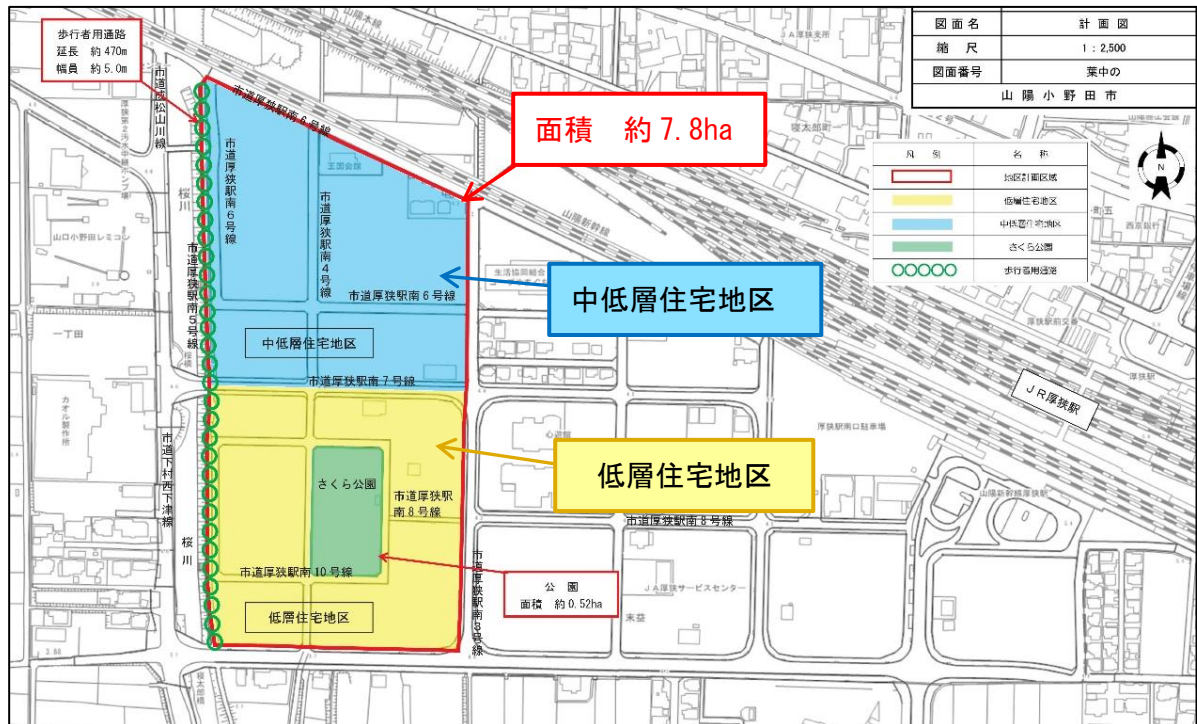
宇部港湾管理事務所所管

位置図番号	位置図名称	県事業名	路河川名	箇所名	負担率	負担金	予算要求額	内容
12	海岸高潮対策事業 [有帆地区]	海岸防災事業(海岸高潮対策)	小野田港	本港(有帆)	10	19,000,000	41,400,000	護岸工
		単独港湾改修	小野田港	本港(有帆)	50	2,500,000		護岸水叩き工 (交付金対象外)
16	海岸高潮対策事業 [大浜地区]	海岸防災事業(海岸高潮対策)	小野田港	大浜	10	3,500,000		測量・設計業務
13	海岸老朽化対策事業 [北竜王排水機場]	海岸防災事業(海岸老朽化対策)	小野田港	本港	10	16,400,000	北竜王排水機場	
14	港湾施設改良事業(機能強化) [本港]	港湾施設改良(機能強化)	小野田港	本港	25	5,000,000	22,500,000	側溝整備
	港湾施設改良事業(機能強化) [本港]	港湾施設改良(機能強化)	小野田港	本港	25	7,500,000		岸壁(-7.5m)エプロン補修 他
	港湾施設改良事業(機能強化) [本港]	港湾施設改良(機能強化)	小野田港	本港	25	2,500,000		岸壁(-5.5m)エプロン補修 他
	港湾施設改良事業(機能強化) [本港]	港湾施設改良(機能強化)	小野田港	本港	25	5,000,000		岸壁(-5.0m)エプロン補修 他
15	港湾施設改良事業(機能強化) [東沖]	港湾施設改良(機能強化)	小野田港(東沖)	本港(東沖)	25	2,500,000	岸壁(-10.0m)エプロン補修 他	

議案第9号参考資料

「厚狭駅南桜二丁目地区」地区計画の概要

①地区計画の位置（モデル地区）



②地区計画の目標

住民の憩いの場となる河川沿いの快適な歩行者空間及び多世代の交流の場となる公園を確保し、建築物等の制限を行い、子どもからお年寄りまで世代を超えて交流できる良好な住環境の形成を図る。

③土地利用に関する方針

低層住宅地区	中低層住宅地区
多世代がふれあい安心して暮らせる良好な住環境の形成を図る。	子育て世代が安全で安心して暮らせる良好な住環境の形成を図る。

④地区施設の整備の方針

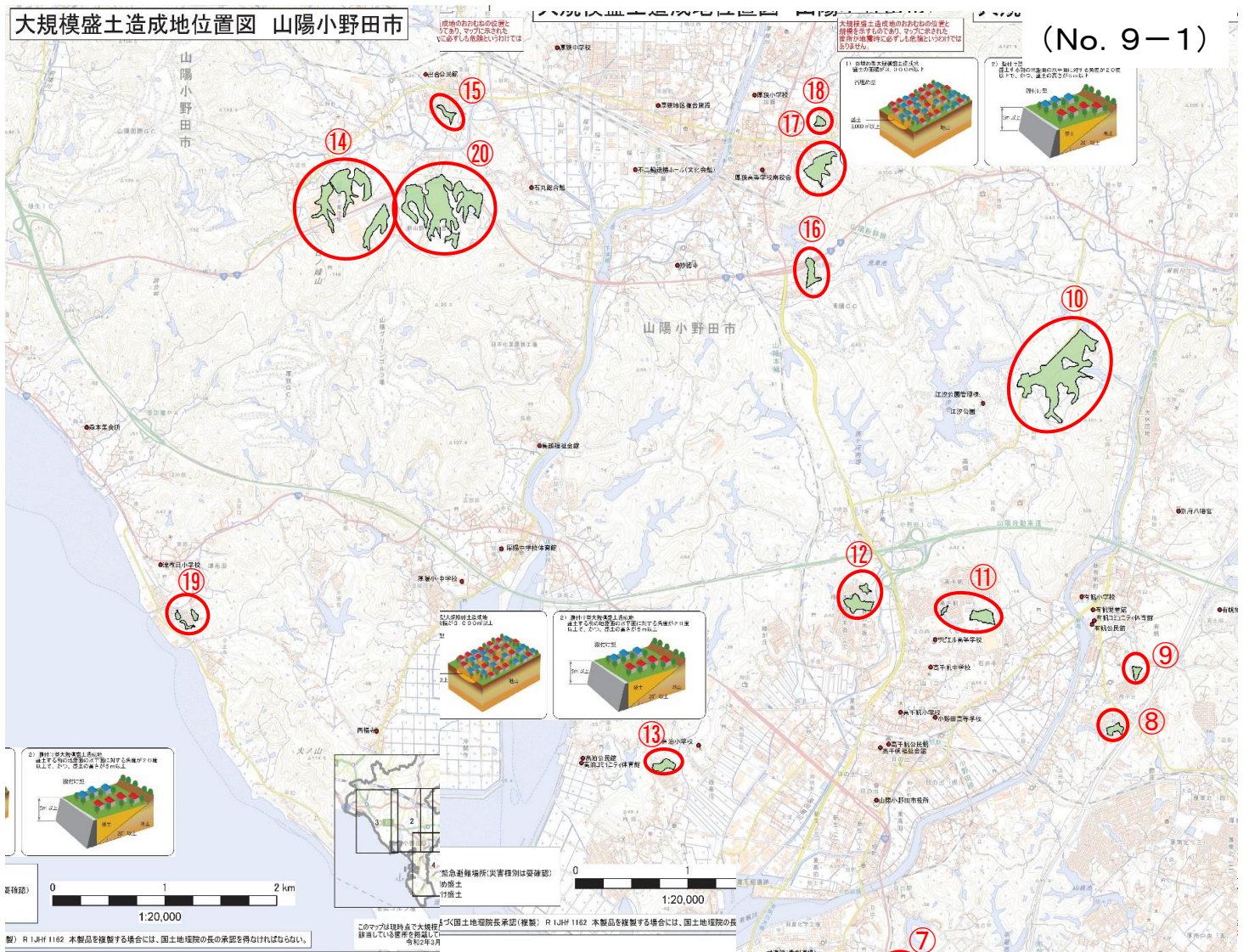
桜川沿いでは水（桜川）と緑（さくら公園）の南北軸として歩道の緑化を図り、美しい景観と歩行者ネットワークの創出に努める。また、地区内のコミュニティ形成の核となるよう、さくら公園を多世代交流拠点と位置づけ施設の充実を図る。

⑤建築物等の整備の方針

良好な住環境の維持・保全を図るため、建築物の用途等について、必要な規制・誘導を行う。

大規模盛土造成地位置図 山陽小野田市

(No. 9-1)

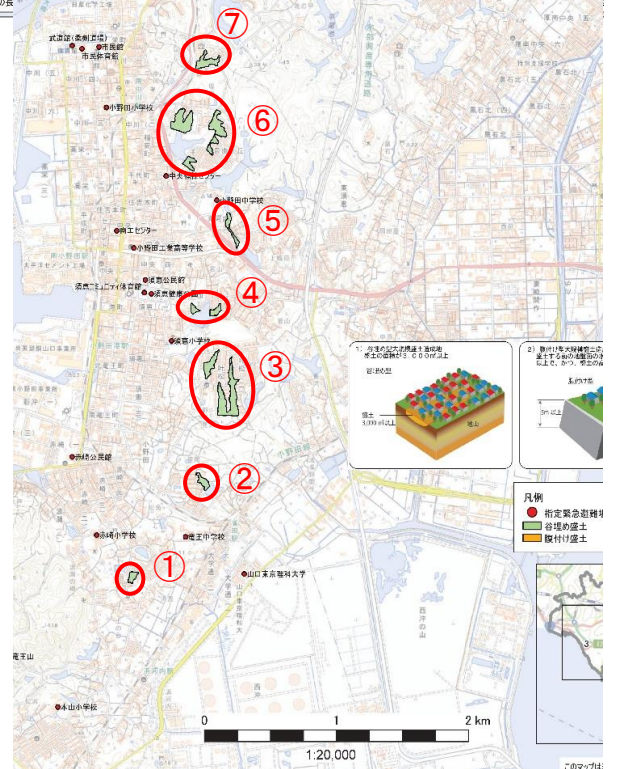


変動予測調査(第二次スクリーニング)箇所 20箇所

内容: 箇所ごとの地震時の安定性の確認

調査結果は公表することが必須

令和3年度は、現地確認を行うなどをし、調査実施のための優先度を評価、計画の策定を行う。



宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地)の概要について

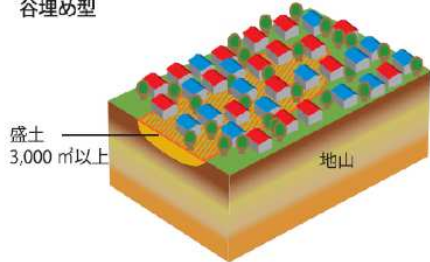
平成7年(1995年)の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、平成16年(2004年)の新潟県中越地震、平成23年(2011年)の東日本大震災などにおいて、大規模に盛土造成された宅地で滑動崩落による被害が多発した。国においてこのような宅地地盤災害を未然に防止または軽減し、宅地等の安全性確保を目的とした宅地造成等規制法を平成18年(2006年)に改正した。あわせて、滑動崩落を防止するために必要な調査や工事などを支援する宅地耐震化推進事業が創設された。

山口県では国が推進する総合的な宅地防災対策の一環として、国のガイドラインに基づき大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したマップを作成した。

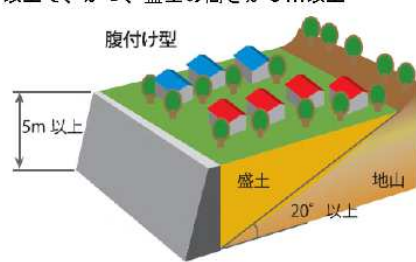
1. 大規模盛土造成地とは

(盛土造成地のうち以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます)

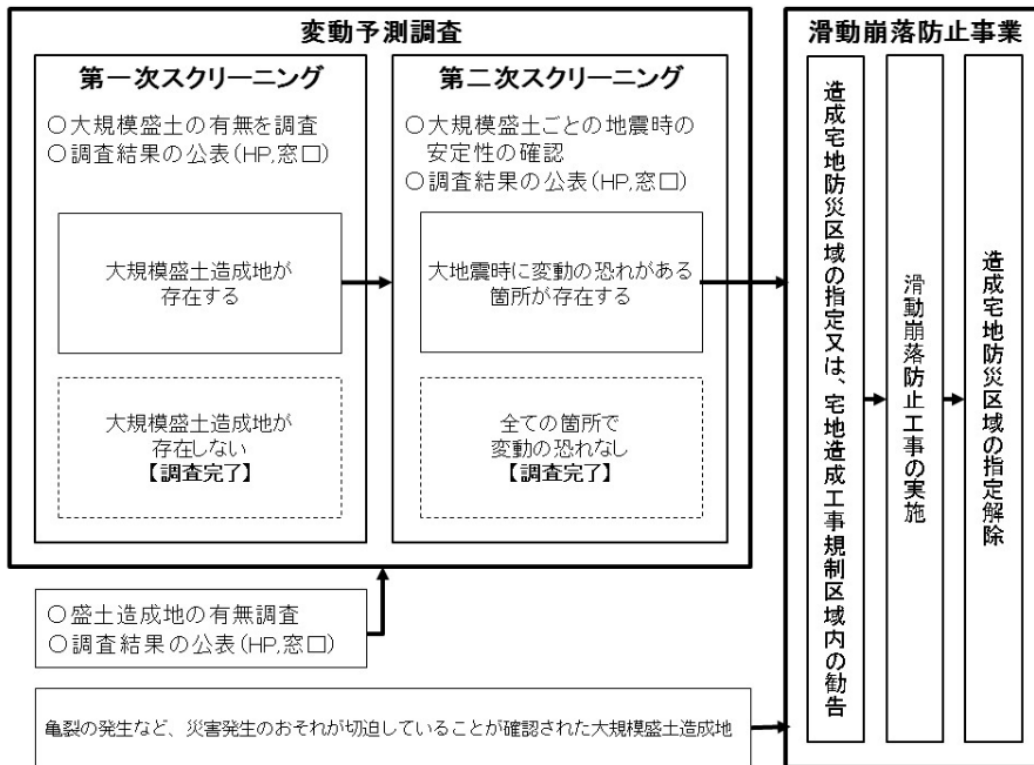
- 1) 谷埋め型大規模盛土造成地
盛土の面積が3,000㎡以上
谷埋め型



- 2) 腹付け型大規模盛土造成地
盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上



2. 大規模盛土造成地の滑動崩落対策の流れ



3. 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)事業概要

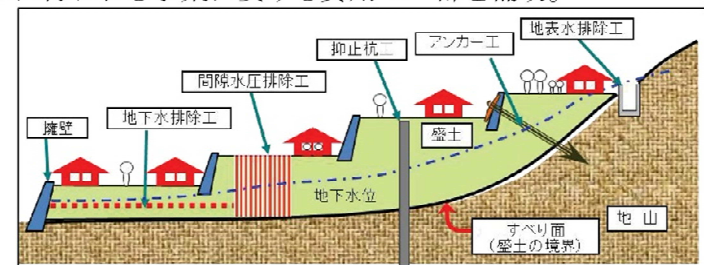
○ 大規模盛土造成地の変動予測調査等

大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の変動予測調査等(大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップ作成、および宅地擁壁等の危険度調査、応急対策工事等)に要する費用の一部を補助。

事業主体	地方公共団体
交付率	1/3、1/2 ⇒令和4年度まで1/2
交付対象	・大規模盛土造成地及び宅地の液状化による変動予測調査 ・宅地擁壁等の危険度調査 ・宅地擁壁等の応急対策工事

○ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

大地震等に、一定の要件を満たす大規模盛土造成地が滑動崩落することを防止するために行われる事業に要する費用の一部を補助。



大規模盛土造成地の滑動崩落防止工法のイメージ

事業要件

- ①宅造法第16条第2項の勧告又は第20条第1項の指定を受けた区域であること
- ②下記のいずれかに該当すること
 - ・盛土面積3,000㎡以上かつ住戸10戸以上
 - ・勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ住戸5戸以上
 - ・盛土高さ2m以上かつ住戸2戸以上(震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件)
- ③滑動崩落により、道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの

事業主体	地方公共団体、宅地所有者(間接補助)等
交付率	1/4、1/3、1/2(熊本地震および北海道胆振東部地震の被災宅地の復旧に限る)
交付対象	大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事に要する設計費及び工事費